

お店の開業・改装時など

消防機関への届出を知っていますか？

～ 防火対象物使用開始届 ～

建物を飲食店、店舗、事務所などの一般住宅以外の用途に使用する場合は、消防長へ届出が必要です。

届出をしないまま営業した場合は、消防がその事業所の所在や規模などを把握できず、万が一火災などが発生した場合に迅速かつ適切に対応することが困難になります。

また、火災予防のための必要な指導ができなくなり、重大な消防法令違反となった場合は、消防本部のホームページで公表される場合があります。

この届出は、適法な状態を維持して建物を使用していただくためのものです。

○ 届出の根拠は？

逗子市火災予防条例第43条の規定により、建物を店舗や事務所など一般住宅以外の用途に使用する場合は、使用開始する7日前までに消防長への届出が義務付けられています。

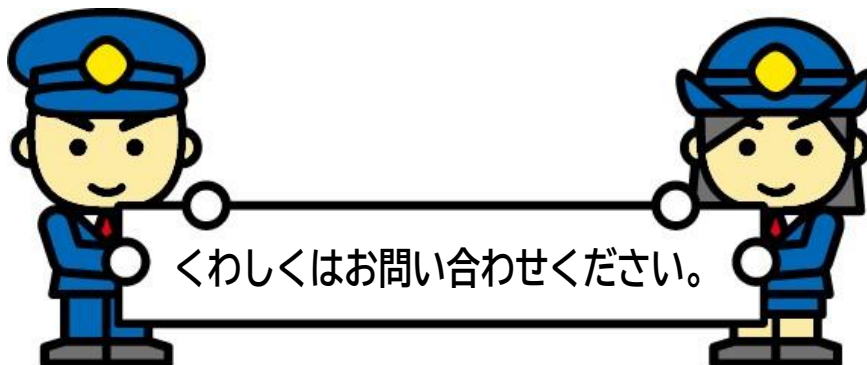
○ どんな時に届出が必要？

- ・住宅以外の建物の新築、改築、増築する場合
- ・お店を開業する場合や改装・改築・増築する場合
- ・用途を変更する場合やテナントを変更する場合
(事務所 ⇒ 飲食店、住宅 ⇒ 福祉施設など)
- ・住宅と店舗などの住宅以外の用途と併用する場合

届出様式はこちらから！



※ 工事を行わない場合でも届出は必要です。また、新たに消防用設備などの設置が必要となる場合がありますので、計画段階で事前にご相談ください。



お問合せ先
(届出窓口)

逗子市消防本部消防予防課
TEL：046-871-4326

受付時間：8時30分から17時15分
(土日祝祭日を除く)